プロジェクト　IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目　合理的で裏付け可能な情報

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   (1) サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを求める。当該概念は、対象となる項目を限定せず、幅広く認めることとする（後述の第 15 項参照）。

検討すべき事項の整理

（ISSB 基準の理解）

4. ISSB は、IFRS S1 号の公開草案に対するコメント提出者の多くが、世界中の企業が当該提案を適用するにあたっての能力及び準備状況がさまざまであるという課題に対し、ISSB がさらなる配慮を行うことを提案したとしている（IFRS S1 号 BC8 項）。また、ISSB は、これらの課題に対処するためのメカニズムとして、公開草案に対する再審議において、開示の負担を緩和し、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用するのを支援するための決定を行ったとしている（IFRS S1 号 BC9 項）。

5. このような課題に対処するためのメカニズムの 1 つとして、IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、判断又は測定の不確実性の程度が高い要求事項に対し、「報告日時点で過大なコス

トや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念が導入されている（IFRS S1 号 BC15 項）。

6. 当該概念は、IFRS S1 号の適用ガイダンスにおいて、次のように記載されている（和訳は事務局による仮訳）。

B8	Reasonable and supportable information used by an entity in preparing its sustainability-related financial disclosures shall cover factors that are specific to the entity as well as general conditions in the external environment. In some cases—such as in identifying sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity's prospects—reasonable and supportable information includes information about past events, current conditions and forecasts of future conditions. Other IFRS Sustainability Disclosure Standards may specify what is reasonable and supportable information in specific cases. サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり企業が用いる合理的で裏付け可能な情報は、外部環境の一般的な状況だけでなく、当該企業に固有の要因も対象としなければならない。企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合など、場合によっては、合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予測に関する情報が含まれる。他の「IFRS サステナビリティ開示基準」は、具体的な場合において何が合理的で裏付け可能な情報であるかを特定する場合がある。
B9	An entity may use various sources of data that may be both internal and external. Possible data sources include the entity's risk management processes; industry and peer group experience; and external ratings, reports and statistics. Information that is used by the entity in preparing its financial statements, operating its business model, setting its strategy and managing its risks and opportunities is considered to be available to the entity without undue cost or effort. 企業は、内部的なものも外部的なものもある、さまざまなデータ・ソースを用いる場合がある。考えられるデータ・ソースには、企業のリスク管理プロセス、産業及び同業者グループの経験並びに外部の格付け、レポート及び統計情報が含まれる。企業が財務諸表の作成、ビジネス・モデルの運用、戦略の策定並びに企業のリスク及び機会の管理に用いる情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされる。
B10	An entity need not undertake an exhaustive search for information to identify sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity's prospects. The assessment of what constitutes undue cost or effort depends on the entity's specific circumstances and requires a balanced consideration of the costs and efforts for the entity and the benefits of the resulting information for primary users. That assessment can change over time as circumstances change. 企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、情報の網羅的な探索を行う必要はない。何が過大なコストや労力を構成するかの評価は企業の固有の状況によって異なり、企業のコスト及び労力並びに結果として得られる情報の主要な利用者にとっての便益をバランスよく考慮することが要求される。状況の変化に応じて、その評価は時間の経過とともに変わることがある。

7. IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、次の項目について「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を導入している。

項　目	IFRS S1 号	IFRS S2 号
リスク及び機会の識別	B6 項(a)	第 11 項
バリュー・チェーンの範囲の決定	B6 項(b)	B36 項
予想される財務的影響	第 37 項(a)	第 18 項(a)
気候関連のシナリオ分析	―	B1 項[1]
スコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出の測定	―	B39 項
特定の産業横断的指標カテゴリーの指標の計算	―	第 30 項

8. 「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号において、前項に掲げた項目以外の項目（例えば、現在の財務的影響、スコープ 1 及び 2 の GHG 排出の測定、産業別指標の測定）には導入されていない。

（検討すべき事項の整理）

9. IFRS S1 号及び IFRS S2 号における定めを取り入れた日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準は詳細なものとなる可能性があるため、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れる場合、ISSB と同じように、当該概念を適用する項目を限定すべきか、サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり幅広く適用するかどうかについて検討することが考えられる。

事務局による分析

（「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を特定の要求事項に限定した ISSB の考え方）

10. ISSB ボード会議における審議資料では、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」について、次のような情報であるとされている[2]。

[1] 気候関連のシナリオ分析に関しては、B8 項、B10 項、B11 項及び B14 項にも「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」を用いることが定められている。
[2] 2023 年 1 月の ISSB ボード会議アジェンダ・ペーパー3C 及び 4D「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」を参考として事務局作成

(1) 合理的に利用可能な（reasonably available）情報（企業が既に有している情報を含む。）を考慮することが要求される。また、既知の情報を無視することはできない。

(2) 情報を利用するための合理的な根拠（reasonable basis）を有していなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)を満たす情報を求めて「網羅的な探索（exhaustive search）」を実施する必要はない（過大なコストや労力をかけずに利用可能であるべきである。）。

(4) 過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予測に関する情報のうち、報告日時点で利用可能な情報のみを考慮することが要求される。

11. また、この概念は、開示を免除しようとするものではなく、また、追加の開示を要求するものでもなく、むしろ、開示を作成する際に用いる情報に関する明確化を提供することを目的としているとされている。

12. ISSB は、当該概念を IFRS S1 号及び IFRS S2 号の全体にわたり幅広く適用できる概念として導入するかどうかを検討したが、当該概念は、測定の不確実性の程度が高い場合の取扱いを明確にするものであるため、特定の要求事項に限って当該概念を導入することとした旨が記載されている。また、当該概念を導入するにあたり参考とした IFRS 会計基準も、当該概念を全般的な原則とはせず、特定の状況に用いるものとしていることに留意したとされている。

13. 以上の検討を踏まえ、ISSB は、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を、前述の第 7 項に示した特定の項目に対して導入したと考えられる。

（日本版 S1 基準における取扱い）

14. 「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念は、サステナビリティ関連財務開示を作成する企業の負担を軽減するために取り入れることが考えられる。

15. 前述の第 13 項のとおり、ISSB は判断又は測定の不確実性の程度が高い特定の項目（前述の第 7 項参照）にのみ当該概念を導入しているが、当該概念の趣旨を鑑みれば、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準においては、対象となる項目を限定せず、幅広く認めることとしてはどうか。

文案

16. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 次の事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを求める。当該概念は、対象となる項目を限定せず、幅広く認めることとする。

② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上

別紙 1

「過大なコストや労力」及び「合理的で裏付け可能」の概念を IFRS 会計基準において用いている箇所の例示

IFRS 第 9 号「金融商品」

5.5.9 To make that assessment, an entity shall compare the risk of a default occurring on the financial instrument as at the reporting date with the risk of a default occurring on the financial instrument as at the date of initial recognition and consider reasonable and supportable information, that is available without undue cost or effort, that is indicative of significant increases in credit risk since initial recognition.

この評価を行うために、企業は、報告日時点での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

5.5.11 If reasonable and supportable forward-looking information is available without undue cost or effort, an entity cannot rely solely on past due information when determining whether credit risk has increased significantly since initial recognition. However, when information that is more forward-looking than past due status (either on an individual or a collective basis) is not available without undue cost or effort, an entity may use past due information to determine whether there have been significant increases in credit risk since initial recognition.

合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力をかけずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない。しかし、期日経過の状況よりも将来予測的な情報（個別的又は集合的のいずれか）が、過大なコストや労力をかけずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる。

B5.5.2 Typically, credit risk increases significantly before a financial instrument becomes past due or other lagging borrower-specific factors (for example, a modification or restructuring) are observed. Consequently when reasonable and supportable information that is more forward-looking than past due information is available without undue cost or effort, it must be used to assess changes in credit risk.

通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大している。したがって、期日経過の情報よりも将来予測的な合理的で裏付け可能な情報が、過大なコストや労力をかけずに利用可能である場合には、それを信用リスクの変動を評価するために用いなければならない。

B5.5.4 In some circumstances an entity does not have reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort to measure lifetime expected credit losses on an individual instrument basis. In that case, lifetime expected credit losses shall be recognised on a collective basis that considers comprehensive credit risk information.

状況によっては、企業は、全期間の予想信用損失を個々の金融商品のベースで測定するための、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない。その場合には、全期間の予想損失を、包括的な信用リスクを考慮した集合的なベースで認識しなければならない。

B7.2.2 An entity is not required to undertake an exhaustive search for information when determining, at the date of transition, whether there have been significant increases in credit risk since initial recognition.

企業は、移行日時点で、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行うことは要求されない。

IFRS 第 17 号「保険契約」

33 Applying paragraph 24, an entity may estimate the future cash flows at a higher level of aggregation and then allocate the resulting fulfilment cash flows to individual groups of contracts. The estimates of future cash flows shall:
(a) incorporate, in an unbiased way, all reasonable and supportable information available without undue cost or effort about the amount, timing and uncertainty of those future cash flows.

第 24 項を適用して、企業は将来キャッシュ・フローをより高い集約レベルで見積って、それによる履行キャッシュ・フローを個々の契約グループに配分することができる。将来キャッシュ・フローの見積りは、次のようなものでなければならない。
(a)当該将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を、偏りのない方法で織り込む。

B37 The objective of estimating future cash flows is to determine the expected value, or probability-weighted mean, of the full range of possible outcomes, considering all reasonable and supportable information available at the reporting date without undue cost or effort. Reasonable and supportable information available at the reporting date without undue cost or effort includes information about past events and current conditions, and forecasts of future conditions (see paragraph B41). Information available from an entity's own information systems is considered to be available without undue cost or effort.

将来キャッシュ・フローの見積りの目的は、生じ得るすべての範囲の結果の期待値（確率加重した平均値）を、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、算定することである。報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象及び現在の状況に関する情報並びに将来の状況の予測が含まれる（B41 項参照）。企業自身の情報システムから入手可能な情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能と考えられる。

B39 When considering the full range of possible outcomes, the objective is to incorporate all reasonable and supportable information available without undue cost or effort in an unbiased way, rather than to identify every possible scenario. In practice, developing explicit scenarios is unnecessary if the resulting estimate is consistent with the measurement objective of considering all reasonable and supportable information available without undue cost or effort when determining the mean. For example, if an entity estimates that the probability distribution of outcomes is broadly consistent with a probability distribution that can be described completely with a small number of parameters, it will be sufficient to estimate the smaller number of parameters.

生じ得るすべての範囲の結果を考慮する際に、目的は、過大なコスト又は労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を偏りのない方法で織り込むことであり、すべての生じ得るシナリオを識別することではない。実務上、結果として得られる見積りが、平均値を算定する際に過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮するという測定目的と整合的である場合には、明示的なシナリオの設定は不要である。例えば、結果の確率分布が少数のパラメーターで

完全に説明できる確率分布とおおむね一致すると企業が見積っている場合には、その少数のパラメーターを見積ることで十分であろう。

（別紙 2 は、HP では非公表）

以　上